目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3．当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4．その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド
お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。
（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料　　最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×１口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）
購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）
購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合
申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、
合計 103,300 米ドル（税込）お支払いただくことになります。

（例３）金額指定で購入する場合（[ ]内は外貨決済を選択した場合の例）
100 万円[10 万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく 100 万円[10 万米ドル]の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100 万円[10 万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

・商号等	マネックス証券株式会社 金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 165 号
・本店所在地	〒107-6025　東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
・設立	1999 年５月
・資本金	13,195,101,821 円※
・主な事業	金融商品取引業
・加入協会	日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人 金融先物取引業協会、 一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、 一般社団法人 日本投資顧問業協会
・指定紛争解決機関	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
・連絡先	ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。 お客様ダイヤル　0120-846-365（通話料無料） 03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話） ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。 当社ウェブサイト　ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォームからお問合せいただけます。

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト（https://info.monex.co.jp/company/summary.html）でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓　　口 ： お客様ダイヤル
電話番号 ： 固定電話　0120-846-365（無料）
： 携帯電話・一部 IP 電話　03-6737-1666（有料）
受付時間 ： ８時 00 分～17 時 00 分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住　　所 ： 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号　第二証券会館
電話番号 ： 0120-64-5005
FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。
受付時間 ： 月曜日～金曜日　９時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以　上

（2025 年８月）

KTM_TOUSHIN_3.0

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1 年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が 3.3%（税込）の場合

【保有期間】　　【1年あたりのご負担率（税込）】

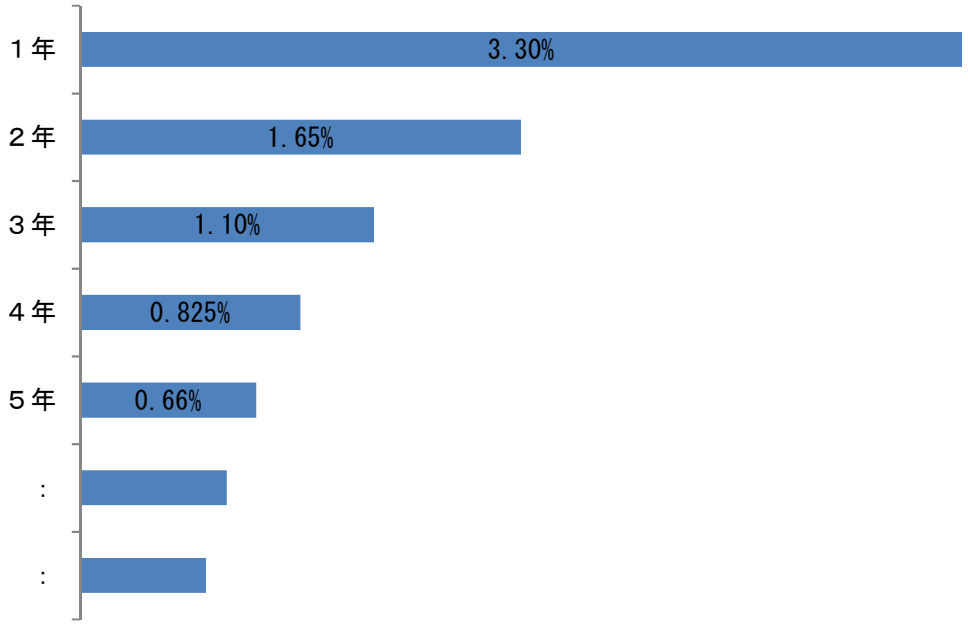

※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、１年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021 年 8 月）

投資信託説明書(交付目論見書)
2026.5.19

DWS グローバル新興国株投信

追加型投信／海外／株式

●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
●当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧できます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

委託会社［ファンドの運用の指図を行う者］

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第359号
ホームページアドレス
https://funds.dws.com/ja-jp/
電話番号 03-6730-1308
(受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで)

受託会社［ファンドの財産の保管及び管理を行う者］

株式会社りそな銀行

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

本書により行うＤＷＳグローバル新興国株投信の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第５条の規定により有価証券届出書を2026年5月18日に関東財務局長に提出しており、2026年5月19日にその効力が発生しております。

１．当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
２．投資信託の財産は、受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
３．投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者から販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

＜商品分類及び属性区分＞

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産（投資信託証券(株式)）	年２回	エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類及び属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）をご参照下さい。

＜委託会社の情報＞

委託会社名	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月8日
資本金	3,078百万円（2026年3月末現在）
運用する投資信託財産の合計純資産総額	842,546百万円（2026年3月末現在）

投資信託の基礎知識

（注）本ページは投資者の皆様に投資信託の基本をお伝えするためのものであり、当ファンドの投資対象や仕組み等を説明したものではありません。当ファンドの詳細については、目論見書本文をご確認下さい。

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。
その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。

少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。
運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社（運用会社）は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社（証券会社や銀行、保険会社等の金融機関）です。

受託会社（信託銀行等）は、信託財産（投資信託において運用される株式や債券、現金等）の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。

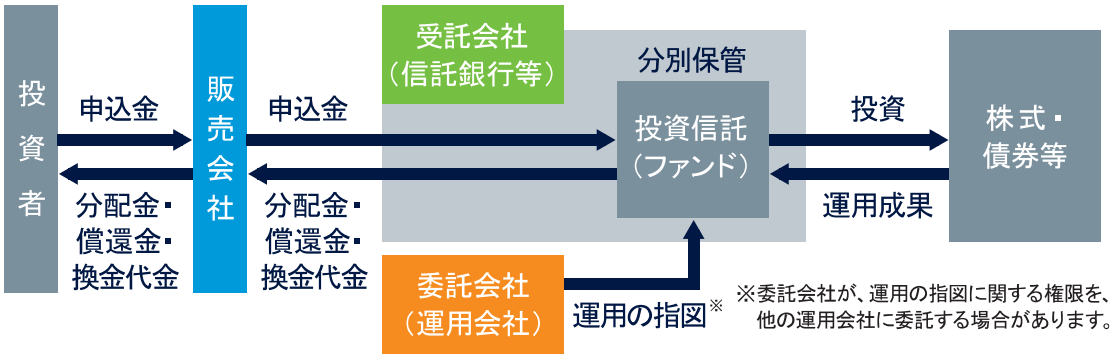

留意ポイント

(1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
(2) 保有期間中に運用管理費用（信託報酬）がかかります。
(3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
(4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
(5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
(6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

1 ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1 「DWSインベストESGグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズ」への投資を通じて、世界の新興国※1の株式等※2に投資を行います。

※1 投資対象国となる新興国は、投資を行う時点で、ＭＳＣＩまたはスタンダード・アンド・プアーズの新興国株式インデックスの構成国、世界銀行が「低所得国」または「中所得国」に分類する国（ＭＳＣＩワールド・インデックスの構成国を除きます。）のいずれかに該当する国とします。なお、投資対象国となる新興国の定義は、ＤＷＳインベストメントGmbHの判断により変更される場合があります。

※2 新興国で主要な事業活動を行う企業の株式や新興国の企業を所有する持株会社の株式を含みます。

2 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

3 ファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行います。

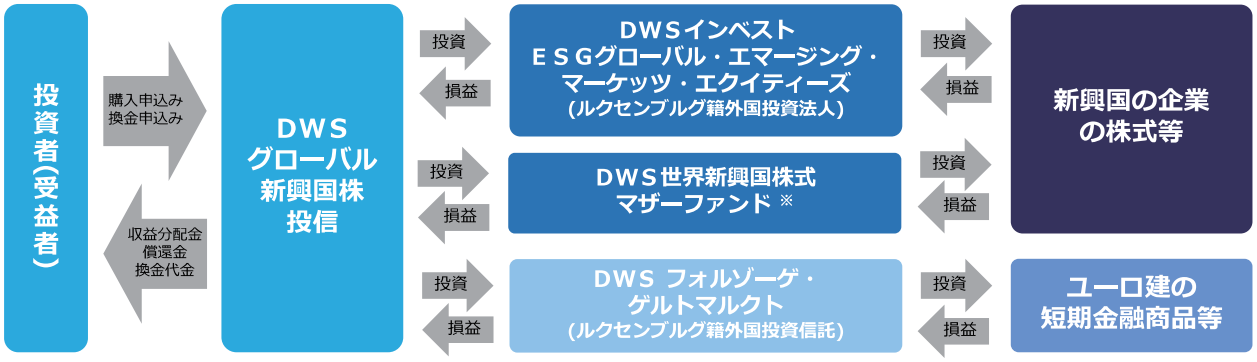

※ ＤＷＳ世界新興国株式マザーファンドについては、保有する有価証券等の売却完了後に投資対象から除外する予定です。

ファンドが主に投資する投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます。）の概要

ファンド名	ＤＷＳインベストＥＳＧグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズ	ＤＷＳ フォルゾーゲ・ゲルトマルクト
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人	ルクセンブルグ籍外国投資信託
表示通貨	円	ユーロ
運用の基本方針	▪主として新興国の株式、または新興国で主要な事業活動を行う企業の株式に投資を行い、ファンド資産の中長期的な成長を目指して運用を行います。 ▪個別銘柄の分析において、ＥＳＧ要因を考慮します。また、ポートフォリオの構築にあたっては、ＤＷＳが独自に定めたＥＳＧ投資基準を適用します。 ▪原則として、為替ヘッジは行いません。	1ヵ月EURIBORをベンチマークとし、安定的な収益の確保を目指します。
主な投資対象	新興国の企業の株式等	ユーロ建の短期金融商品等
主な投資制限	▪１発行体への投資の合計額はファンド資産の10%を超えません。	▪１発行体への投資の合計額はファンド資産の10%を超えません。
投資運用会社	ＤＷＳインベストメント GmbH	ＤＷＳインベストメント GmbH

（注 1） ＤＷＳ世界新興国株式マザーファンドについては、保有する有価証券等の売却完了後に投資対象から除外する予定のため、記載しておりません。
（注 2） ＤＷＳインベストＥＳＧグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズにおいて、正味で大口の資金流入または資金流出が発生した場合、予想される取引コスト等を考慮して、当該ファンドの価格が調整されることがあります。
（注 3） 指定投資信託証券は見直されることがあります。
（注 4） 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

＜ＤＷＳインベストメント GmbH について＞

ＤＷＳインベストメント GmbH はＤＷＳグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

＜運用プロセス＞

■トップダウン・アプローチによる国別配分の決定及びボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択に基づき、ポートフォリオを構築します。

■個別銘柄の分析においては、企業の成長性、経営陣の質、バランスシート、バリュエーション、サステナビリティを重視します。

■個別銘柄の分析においては、ＥＳＧ要因も考慮します。また、ポートフォリオの構築にあたっては、ＤＷＳが独自に定めたＥＳＧ投資基準を適用します。

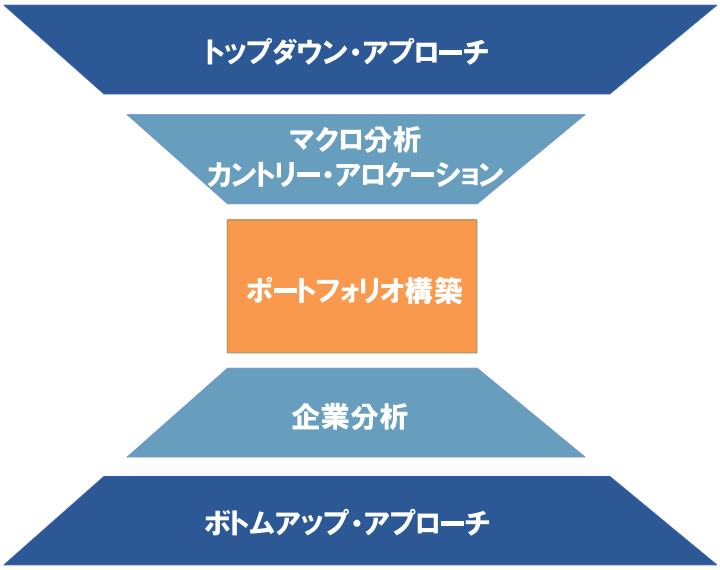

（注1）上記運用プロセスは、当ファンドの主要投資対象であるＤＷＳインベストＥＳＧグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズに関するものです。
（注2）上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

（注）市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜主な投資制限＞

①株式への直接投資は行いません。
②投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

＜分配方針＞

毎決算時（原則として毎年 2 月 18 日及び 8 月 18 日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。
③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

2 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。基準価額の変動要因は、以下に限定されません。なお、当ファンドは預貯金と異なります。

①株価変動リスク

株価は、政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

②為替変動リスク

外貨建資産の価格は、為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

③カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

④信用リスク

株価は、発行者の信用状況等の悪化により下落することがあり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

⑤流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

- 当ファンドは、大量の換金が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

・委託会社では、パフォーマンス分析・定量的リスク分析を行う運用評価会議、運用に係るリスク・法令等遵守状況等のリスク管理状況の検証を行うインベストメント・コントロール・コミッティーといった検証機能を有しています。検証結果をもとに委託会社は、必要な対策を講じています。

・委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1,※2

（2021年4月～2026年3月）

当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1,※3,※4

（2021年4月～2026年3月）

※1　年間騰落率とは、各月末における直近１年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2　分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
ただし、設定来の分配金が０円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3　2021 年 4 月～2026 年 3 月の 5 年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4　各資産クラスの指数は以下のとおりです。
日 本 株：ＴＯＰＩＸ（配当込み）
先進国株：ＭＳＣＩコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株：ＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債：ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩ国債
先進国債：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーグローバル（除く日本、円ベース）
新興国債：ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）
（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

・ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）の指数値及びＴＯＰＩＸにかかる標章または商標は、株式会社ＪＰＸ総研または株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等ＴＯＰＩＸに関するすべての権利・ノウハウ及びＴＯＰＩＸにかかる標章または商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、ＴＯＰＩＸの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。

・ＭＳＣＩコクサイ・インデックス及びＭＳＣＩエマージング・マーケッツ・インデックスは、ＭＳＣＩインク（以下「ＭＳＣＩ」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はＭＳＣＩに帰属します。また、ＭＳＣＩは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

・ＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社（以下「ＮＦＲＣ」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利はＮＦＲＣに帰属します。なお、ＮＦＲＣはＮＯＭＵＲＡ－ＢＰＩを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。

・ＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーグローバル（除く日本）及びＪＰモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC（以下「J.P.Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P.Morgan は、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

3 運用実績

基準日：2026 年 3 月 31 日

基準価額・純資産の推移 (2016/4/1～2026/3/31)

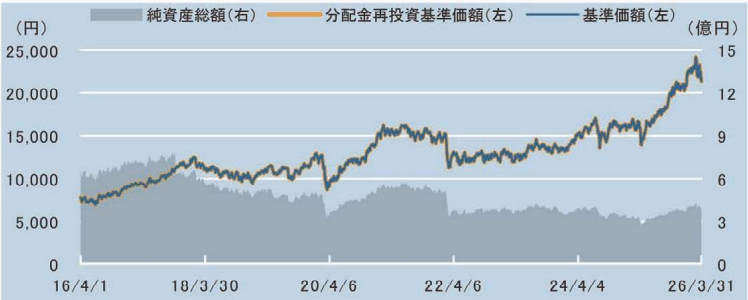

※1　基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
※2　分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。
ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

分配の推移

１万口当たり、税引前	
2026年 2月	0 円
2025年 8月	0 円
2025年 2月	0 円
2024年 8月	0 円
2024年 2月	0 円
設定来累計	1,400 円

主要な資産の状況

ＤＷＳインベストＥＳＧグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズにおける組入上位 10 銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率(%)
1	Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	台湾	情報技術	9.7
2	Samsung Electronics Co Ltd	韓国	情報技術	7.5
3	Tencent Holdings Ltd	中国	コミュニケーション・サービス	7.0
4	SK Hynix Inc	韓国	情報技術	5.6
5	Alibaba Group Holding Ltd	中国	一般消費財・サービス	3.9
6	MediaTek Inc	台湾	情報技術	2.8
7	MercadoLibre Inc	アメリカ	一般消費財・サービス	2.5
8	NAURA Technology Group Co Ltd	中国	情報技術	2.4
9	Delta Electronics Inc	台湾	情報技術	2.2
10	KB Financial Group Inc	韓国	金融	2.2

ＤＷＳインベストＥＳＧグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズにおける国・地域別構成比（上位 5 ヵ国・地域）

国・地域	比率(%)
中国	24.1
台湾	18.8
韓国	17.0
インド	11.1
ケイマン諸島	6.9

※ 比率はＤＷＳインベストＥＳＧグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズにおける組入比率です。

年間収益率の推移

※1　年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
※2　2026年は3月末までの騰落率を表示しております。
※3　当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

4 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	原則として、販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ルクセンブルクの銀行休業日またはフランクフルトの銀行休業日または香港証券取引所の休業日に該当する日とします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分とします。 ただし、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。
購入の申込期間	2026年5月19日から2026年11月18日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込み・換金申込みの受付を中止すること及び既に受付けた購入申込み・換金申込みの受付を取消すことができます。
信託期間	設定日（2007年2月28日）から2028年8月18日までとします。
繰上償還	・ＤＷＳインベストＥＳＧグローバル・エマージング・マーケッツ・エクイティーズが償還することとなる場合、繰上償還されます。 ・受益権の口数が50億口を下回ることとなった場合、受益者のために有利であると委託会社が認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
決算日	原則として毎年2月18日及び8月18日（休業日の場合は翌営業日）とします。
収益分配	年２回の毎決算時に、分配方針に基づいて行います。 販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	１兆円とします。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA（ニーサ））の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2026年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

＜ファンドの費用＞

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料		購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**3.3%（税抜3.0%）を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。	
信託財産留保額		ありません。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用（信託報酬）	実質的な負担（①＋②）	信託財産の純資産総額に対して年率**1.883%程度（税込）**となります（本書作成日現在）。 信託財産で負担する実質的な運用管理費用（信託報酬）の目安は下記①と下記②の合計になります。	
	①当ファンド	日々の信託財産の純資産総額に年率 1.133%（税抜 1.03%）を乗じて得た額とします。 ※運用管理費用（信託報酬）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。	
	配分（税抜）及び役務の内容	委託会社　0.05%	委託した資金の運用等の対価
		販売会社　0.90%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価
		受託会社　0.08%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	②投資対象とする投資信託証券	年率 0.75%以内（本書作成日現在）	
その他の費用・手数料		当ファンド及び組入ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、管理報酬、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。 ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率**0.10%を上限**とします。 ※当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎決算時または償還時に信託財産中から支払われます。 ※「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するものであり、一部を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。	

※投資者の皆様が負担する費用の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜税金＞

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分　配　時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して**20.315%**
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して**20.315%**

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※上記は、2026年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）

ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2025年8月19日～2026年2月18日）における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他の費用の比率
2.12%	1.14%	0.98%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値です。

※その他の費用には、投資対象とする投資信託証券（投資先ファンド）にかかる費用が含まれています。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

＜ＭＥＭＯ＞

＜ＭＥＭＯ＞

＜ＭＥＭＯ＞